

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年8月13日

【四半期会計期間】 第99期第1四半期(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

【会社名】 丸三証券株式会社

【英訳名】 Marusan Securities Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菊地 稔

【本店の所在の場所】 東京都千代田区麹町三丁目3番6

【電話番号】 03(3238)2200(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員財務部長 山崎 昇

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区麹町三丁目3番6

【電話番号】 03(3238)2200(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員財務部長 山崎 昇

【縦覧に供する場所】 横浜支店
(神奈川県横浜市中区尾上町三丁目39番地)

千葉支店
(千葉県千葉市中央区新町1000番地)

秩父支店
(埼玉県秩父市番場町10番4号)

名古屋支店
(愛知県名古屋市中区錦二丁目19番18号)

大阪支店
(大阪府大阪市中央区南本町一丁目7番15号)

川西支店
(兵庫県川西市中央町3番2-101号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第98期 第1四半期 連結累計期間	第99期 第1四半期 連結累計期間	第98期
会計期間	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日	自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
営業収益 (百万円)	4,361	4,177	18,985
純営業収益 (百万円)	4,328	4,154	18,853
経常利益 (百万円)	634	466	3,411
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	445	388	2,365
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,512	275	3,211
純資産額 (百万円)	46,715	44,449	47,150
総資産額 (百万円)	93,735	91,125	91,566
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	6.71	5.84	35.61
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	6.70	5.83	35.56
自己資本比率 (%)	49.70	48.62	51.34

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
- 3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における証券市場を取り巻く環境は、5月下旬までは、為替の円安・ドル高の進行や米朝首脳会談への期待から株価は上昇しました。それ以降は、米中の貿易摩擦激化の懸念などから一進一退の展開となりましたが、株式市場の売買代金は前第1四半期連結累計期間比増加しました。

こうした状況の中、当社グループの業績は、株式委託手数料は前第1四半期連結累計期間比増収となりましたが、受益証券受入手数料が減収となったことなどから、営業収益は減収となりました。また、販売費・一般管理費も増加し、経常利益は4億66百万円と前第1四半期連結累計期間比減益となりました。

主な商品部門別の概況は、以下のとおりです。

(株式部門)

期初21,441円で始まった日経平均株価は、米国金利上昇による円安・ドル高の進行や米朝首脳会談への期待に加え、米中貿易協議の開催で貿易摩擦への懸念が後退したことなどで上昇基調が続き、5月21日に当第1四半期の高値となる23,050円を付けました。その後、イタリアの政治不安などによる欧州政治の先行きに対する不透明感が強まり、5月末に急落する場面があったものの、好調な経済指標を受けて米国経済の先行きに楽観的な見方が広まったことなどにより、日経平均株価は6月に入ると再び上昇に転じました。しかし、米国の中国に対する制裁関税が発動される見通しとなり、投資家のリスク回避姿勢が強まったことで、期末にかけては下落基調となり、22,304円で期を終えました。

このような中、次世代通信規格「5G」関連で業績期待の大きい銘柄、高い競争力を持つ電子部品関連銘柄、中小型の成長期待銘柄などの選別および情報提供に注力した結果、株式委託手数料は前第1四半期連結累計期間比増収となりました。

(債券部門)

期初0.045%で始まった長期金利は、米長期金利の上昇を背景に4月下旬に0.070%をつけました。その後は、世界的な景気の先行き不透明感から利回りは低下し、当第1四半期連結会計期間末は0.025%となりました。

このような中、国内債券の引受額が減少したことなどから債券受入手数料は前第1四半期連結累計期間比減収となりました。

(投資信託部門)

投資信託部門は、国内外の株式に投資するファンドの販売に注力し、残高の増加に努めました。

主に、フィンテック関連企業に投資する「グローバル・フィンテック株式ファンド」や、日本の中小型株を中心に成長期待の大きい銘柄に投資する「新興企業日本株ファンド」の販売に注力した結果、残高が増加しました。

外債投信では、米国の金利上昇局面においても安定的な運用成績が期待できる「PIMCOインカム戦略ファンド」に注力し、残高が増加しました。

このような中、引き続き新規資金での募集に注力しました。その結果、募集手数料は前第1四半期連結累計期間比減収となりましたが、残高が増加したことから、信託報酬は過去最高となった前第3四半期連結会計期間に次ぐ水準となりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の当社グループの営業収益は41億77百万円(前第1四半期連結累計期間比95.8%)、これから金融費用を差し引いた純営業収益は41億54百万円(同96.0%)となりました。販売費・一般管理費は39億50百万円(同101.3%)で、経常利益は4億66百万円(同73.6%)、親会社株主に帰属する四半期純利益は3億88百万円(同87.2%)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は911億25百万円(前連結会計年度末比4億41百万円の減少)で、うち流動資産は758億70百万円(同91百万円の増加)、固定資産は152億54百万円(同5億33百万円の減少)となりました。増加の主なものは、現金・預金11億37百万円等であり、減少の主なものは、信用取引貸付金15億15百万円等でありま

す。一方、負債合計は466億75百万円(同22億58百万円の増加)で、うち流動負債は425億63百万円(同20億82百万円の増加)、固定負債は39億45百万円(同1億76百万円の増加)、特別法上の準備金は1億66百万円(同0百万円の減少)となりました。増加の主なものは預り金38億78百万円等でありま

す。純資産につきましては、親会社株主に帰属する四半期純利益を3億88百万円計上しましたが、配当金の支払いで利益剰余金が減少したこと等により、純資産合計は444億49百万円(同27億0百万円の減少)となりました。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりです。

株式会社の支配に関する基本方針

基本方針

当社は、創業以来「顧客本位」を経営理念として掲げ、お客様のニーズにあった情報サービス及び商品の提供を基本とした経営により、「顧客満足」を追求し、お客様との信頼関係を築いてまいりました。

また、当社は、証券業を通じて社会に貢献し、何よりも証券市場における公正な価格形成を実現し維持することを経営理念の一つの柱として掲げております。そのためには、証券市場の担い手である多くの証券会社と共に、当社が企業の主体性を確立し、独自の相場観、銘柄観を投資家の皆様に提供することが、多様な価値観の統合による公正な価格形成に資することであり、証券市場の健全な発展に寄与するものとの強い確信を持っております。当社の株主の皆様は利益の基盤となるのは、公正且つ健全な証券市場であります。

当社は、証券業務に求められるこの様な公共性、顧客満足及び経営の効率性のいずれをも実現し、且つ継続していくことにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化が実現され、当社の事業を構成する全てのステークホルダー(株主、顧客、従業員、社会等)に利益をもたらすと考えております。

当社は、当社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、企業価値ないし株主共同の利益を侵害するもの、株主の皆様は株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ないし株主共同の利益に資さないものも想定されます。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に依るべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様は代わって当社経営陣が大規模買付行為者と交渉を行うこと等により、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化に資する方針です。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、当社は平成29年6月22日開催の定時株主総会の承認により「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)」(以下、本対応方針といいます。)を更新しました。

本対応方針の具体的内容は、当社の平成29年5月15日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)の更新について」にて公表しておりますが、概要は以下のとおりです。

当社は、本対応方針の目的に従い、まずは、大規模買付行為者から大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為その他関連する諸事情についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、当社株主の皆様に対する当社取締役会の計画や代替案等の提示や大規模買付行為者との交渉を行います。

そして、当社取締役会は、当該大規模買付行為が、当社が定める手続に従わない場合等一定の要件に該当する可能性がある判断する場合に、新株予約権の無償割当てを決議します。

なお、本新株予約権には、原則として、大規模買付行為者及び一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社による新株予約権の取得条項を付すこととします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての決議を行うに際しては、合理性・公正性を担保するため、必ず社外有識者により構成されている特別委員会にその是非を諮問しなければならないものとし、特別委員会が行う勧告を最大限尊重します。また、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行います。

なお、本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページ(URL : <https://www.marusan-sec.co.jp>)に掲載されている当社の平成29年5月15日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為に対する対応方針(買収防衛策)の更新について」をご参照下さい。

当社取締役会の判断及び理由

イ) 本対応方針が基本方針に沿うものであること

本対応方針は、当社株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要且つ十分な情報及び時間を提供するものであり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としております。

また、本対応方針が遵守されない場合、又は本対応方針が遵守された場合であっても、本対応方針に規定される一定の場合には、当社は新株予約権の無償割当てを決議することがありますが、かかる決議は、当社の企業価値ないし株主共同の利益を最大化させることを目的として行われるものです。

以上から本対応方針は基本方針に沿うものです。

ロ) 本対応方針が株主共同の利益を損なうものでないこと

本対応方針は、上記イ)に記載のとおり、当社の企業価値ないし株主共同の利益の最大化を目的としたものであり、平成29年6月22日に開催された当社定時株主総会で承認されて更新したものです。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様のご意思の確認を行うこととします。

さらに、本対応方針に重要な改廃がある場合には、株主総会において当社株主の皆様のご意思を確認させていただくことを予定しています。

以上から、本対応方針は株主共同の利益を損なうものではないだけでなく、株主の皆様のご意思を重視しております。

ハ) 本対応方針が当社役員の地位の維持を目的としたものでないこと

本対応方針は、その合理性・公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置しています。そして、当社取締役会は特別委員会への諮問を経なければ新株予約権の無償割当てを決定することができないものとされています。このように、特別委員会は、当社取締役会がその自己保身のために大規模買付行為に対して不当に対応策を講じることがないよう機能しますので、本対応方針は当社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における研究開発活動はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成30年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	67,398,262	67,398,262	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は100株で あります。
計	67,398,262	67,398,262		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年6月30日		67,398,262		10,000		

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成30年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成30年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 908,600		
完全議決権株式(その他)	普通株式 66,397,300	663,973	
単元未満株式	普通株式 92,362		
発行済株式総数	67,398,262		
総株主の議決権		663,973	

(注) 1 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式67株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の特別口座に記載された株式が、3,700株(議決権37個)及び25株含まれております。

【自己株式等】

平成30年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 丸三証券株式会社	東京都千代田区麹町三丁目3番6	908,600		908,600	1.35
計		908,600		908,600	1.35

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

3 【業務の状況】

(1) 受入手数料の内訳

期別	区分	株式 (百万円)	債券 (百万円)	受益証券 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	委託手数料	1,581		21		1,602
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	2	21			23
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料	0	7	1,339		1,346
	その他の受入手数料	6	1	1,233	7	1,248
	計	1,590	29	2,594	7	4,221
当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)	委託手数料	1,607		18		1,625
	引受け・売出し・特定投資家 向け売付け勧誘等の手数料	32	18			51
	募集・売出し・特定投資家向 け売付け勧誘等の取扱手数料		4	885		889
	その他の受入手数料	6	2	1,390	5	1,405
	計	1,647	25	2,293	5	3,972

(2) トレーディング損益の内訳

区分	前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)			当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)		
	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)	実現損益 (百万円)	評価損益 (百万円)	計 (百万円)
株式等トレーディング損益	0		0	0		0
債券等・その他のトレーディング損益	23	1	21	65	0	65
債券等トレーディング損益	11	1	9	6	0	5
その他のトレーディング損益	11		11	59	0	59
計	23	1	21	65	0	65

(3) 自己資本規制比率

		前第1四半期会計期間末 (平成29年6月30日現在)	当第1四半期会計期間末 (平成30年6月30日現在)
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	(A)	38,873	36,891
補完的項目	その他有価証券評価差額金(評価益)等	6,446	6,244
	金融商品取引責任準備金	165	166
	計 (B)	6,612	6,410
控除資産	(C)	3,446	3,776
固定化されていない 自己資本の額	(A) + (B) - (C) (D)	42,039	39,525
リスク相当額	市場リスク相当額	1,876	1,737
	取引先リスク相当額	688	914
	基礎的リスク相当額	3,678	3,924
	計 (E)	6,243	6,576
自己資本規制比率	(D) / (E) × 100	673.3%	600.9%

(注) 上記は金融商品取引法第46条の6第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」の定めにより決算数値をもとに算出したものであります。

(4) 有価証券の売買等業務の状況

有価証券の売買の状況{先物取引及びオプション取引(以下「先物取引等」という。)を除く}

前第1四半期累計期間及び当第1四半期累計期間における有価証券の売買の状況(先物取引等を除く)は、次のとおりであります。

イ 株式

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	453,598	22	453,621
当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)	461,987	763	462,750

ロ 債券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)		38,796	38,796
当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)		33,348	33,348

ハ 受益証券

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	17,820	1,347	19,167
当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)	19,186	723	19,909

ニ その他

期別	受託(百万円)	自己(百万円)	合計(百万円)
前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	4		4
当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)	11		11

先物取引等の状況

該当事項はありません。

(5) 有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

前第1四半期累計期間及び当第1四半期累計期間における有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況は、次のとおりであります。

イ 株式

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け売付け勧誘等の総額 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高 (百万円)
前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	59	61			1		
当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)	804	848					

ロ 債券

期別	種類	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け売付け勧誘等の総額 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高 (百万円)
前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	国債				1,308			
	地方債	6,312			6,506			
	特殊債				600			
	社債	1,050			1,050			
	計	7,362			9,464			
当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)	国債				1,143			
	地方債	6,490			6,729			
	特殊債							
	社債	450			450			
	計	6,940			8,322			

ハ 受益証券

期別	引受高 (百万円)	売出高 (百万円)	特定投資家向け売付け勧誘等の総額 (百万円)	募集の取扱高 (百万円)	売出しの取扱高 (百万円)	私募の取扱高 (百万円)	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高 (百万円)
前第1四半期累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)				165,557			
当第1四半期累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)				135,206			

ニ その他

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年8月10日内閣府令第64号)並びに同規則第61条及び第82条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和49年11月14日日本証券業協会自主規制規則)に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	23,163	24,301
預託金	24,594	24,559
顧客分別金信託	24,562	24,528
その他の預託金	31	31
トレーディング商品	589	621
商品有価証券等	589	621
デリバティブ取引	0	0
約定見返勘定	-	10
信用取引資産	23,105	21,718
信用取引貸付金	22,810	21,294
信用取引借証券担保金	294	424
立替金	5	9
募集等払込金	2,882	2,760
未収収益	1,306	1,478
その他の有価証券	49	49
その他の流動資産	82	361
流動資産計	75,779	75,870
固定資産		
有形固定資産	2,584	2,677
建物	834	817
器具備品	200	183
土地	1,477	1,475
建設仮勘定	71	201
無形固定資産	155	142
ソフトウェア	139	127
電話加入権	15	15
投資その他の資産	13,047	12,434
投資有価証券	11,672	11,032
長期貸付金	12	13
長期差入保証金	745	757
長期前払費用	21	19
退職給付に係る資産	428	443
その他	167	167
固定資産計	15,787	15,254
資産合計	91,566	91,125

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成30年6月30日)
負債の部		
流動負債		
約定見返勘定	6	-
信用取引負債	2,683	2,563
信用取引借入金	1,569	1,085
信用取引貸証券受入金	1,114	1,477
預り金	21,965	25,843
受入保証金	9,582	9,541
短期借入金	3,200	2,750
未払法人税等	1,074	47
賞与引当金	1,083	458
役員賞与引当金	20	-
その他の流動負債	865	1,358
流動負債計	40,480	42,563
固定負債		
繰延税金負債	2,615	2,895
退職給付に係る負債	862	864
長期未払金	137	29
その他の固定負債	153	155
固定負債計	3,769	3,945
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	166	166
特別法上の準備金計	166	166
負債合計	44,416	46,675
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	325	329
利益剰余金	30,899	28,295
自己株式	484	479
株主資本合計	40,740	38,146
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,229	6,132
退職給付に係る調整累計額	40	24
その他の包括利益累計額合計	6,270	6,157
新株予約権	139	146
純資産合計	47,150	44,449
負債・純資産合計	91,566	91,125

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
営業収益		
受入手数料	4,221	3,972
委託手数料	1,602	1,625
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	23	51
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	1,346	889
その他の受入手数料	1,248	1,405
トレーディング損益	21	65
金融収益	118	138
営業収益計	4,361	4,177
金融費用	33	22
純営業収益	4,328	4,154
販売費・一般管理費		
取引関係費	339	348
人件費	2,334	2,423
不動産関係費	363	353
事務費	535	509
減価償却費	66	59
租税公課	53	49
その他	207	207
販売費・一般管理費計	3,900	3,950
営業利益	427	203
営業外収益	1 208	1 265
営業外費用	2 1	2 2
経常利益	634	466
特別利益		
投資有価証券売却益	15	238
自己新株予約権消却益	-	3
金融商品取引責任準備金戻入	3	0
特別利益計	19	242
特別損失		
投資有価証券売却損	-	16
減損損失	1	2
特別損失計	1	18
税金等調整前四半期純利益	651	690
法人税、住民税及び事業税	36	10
法人税等調整額	170	291
法人税等合計	206	302
四半期純利益	445	388
非支配株主に帰属する四半期純利益	-	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	445	388

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
四半期純利益	445	388
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,095	96
退職給付に係る調整額	28	16
その他の包括利益合計	1,067	113
四半期包括利益	1,512	275
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,512	275
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(追加情報)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結損益計算書関係)

1 営業外収益のうち主なものは、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
投資有価証券配当金	146百万円	186百万円

2 営業外費用のうち主なものは、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
預り金返金	0百万円	0百万円
社有地営繕費	-	0

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日)
減価償却費	66百万円	59百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年6月22日 定時株主総会	普通株式	3,122	47	平成29年3月31日	平成29年6月23日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成30年4月1日至平成30年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成30年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,992	45	平成30年3月31日	平成30年6月21日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日
後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業区分は、「投資・金融サービス業」のみであり、区分すべき事業セグメントは存在しません。従って報告セグメントも単一であるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	6.71円	5.84円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	445	388
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	445	388
普通株式の期中平均株式数(株)	66,429,099	66,495,160
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	6.70円	5.83円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額 (百万円)		
普通株式増加数(株)	52,244	93,372
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

新株予約権の発行に関する事項

当社は、平成30年7月17日開催の取締役会の決議に基づき、当社取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を、以下のとおり割り当てました。

会社名	提出会社
取締役会決議年月日	平成30年7月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 152名
株式の種類及び付与数	普通株式 307,000株
付与日	平成30年8月2日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という)は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は従業員であるか、当社と投信債券歩合外務員契約又は歩合外務員契約を締結していることを要します。ただし、新株予約権者が退職後に引き続き当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役、相談役、顧問、従業員の地位を継続的に保有する場合には、権利を行使できます。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できます。 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。 その他の条件は、新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
対象勤務期間	平成30年8月2日 ~ 平成32年7月17日
権利行使期間	平成32年7月18日 ~ 平成40年7月17日

(注) 1株当たりの払込み金額は、1,045円とします。

なお、株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権付社債による行使の場合を除く)するときは、次の算式により払込み金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込み金額} = \text{調整前払込み金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込み金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割} \cdot \text{新規発行による増加株式数}}$$

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 8月 7日

丸三証券株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 順 二 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡 邊 康一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている丸三証券株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、丸三証券株式会社及び連結子会社の平成30年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。